

# 大阪市地域女性団体協議会 会則

## 第1章 名称

第1条 本会は大阪市地域女性団体協議会と称し、事務所を事務局内に置く。

## 第2章 目的

第2条 本会は市内地域女性会（以下単位女性会という）相互の連絡とその健全な発展を図り、併せて女性の教養、生活、地位の向上に寄与することを目的とする。

## 第3章 方針

第3条 本会は次の方針にもとづいて活動する。

- (1) 本会のすべての活動は、非営利的、非宗教的、非政党的に行う。
- (2) 本会は自主独立のものであって、他の団体から支配、統制、干渉を受けない。
- (3) 本会は単位女性会の自主的活動を尊重する。

## 第4章 事業

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 単位女性会相互の連絡、協力
- (2) 継続的な生活学習
- (3) 生活向上のための市民活動
- (4) 女性大会と各種指導者研修会
- (5) 女性の生活課題に関する調査研究
- (6) 地域づくりへの参加
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

## 第5章 組織と加入

第5条 本会は本会の趣旨に賛同する市内の単位女性会で構成する。

2 単位女性会はほぼ1小学校区の範囲で組織することを原則とする。

第6条 各区単位女性会は、それぞれ区地域女性団体協議会（以下区女性会という）を構成する。

- 2 各単位女性会は、区女性会を通じて本会に加入する。
- 3 前2項にかかわらず、本会が認めるときは、各単位女性会は、区女性会を構成せずに本会に加入することができる。

## 第6章 総会

第7条 総会は本会の最高決議機関である。

第8条 総会は、加入単位女性会ごとに選ばれた各1名の代表者によって構成し、その総数の3分の1以上の出席によって成立し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第9条 定例総会は、毎年度始めに開催し、その年度の事業計画と予算及び前年度の事業報告と決算を審議する。

第10条 会長は必要と認めたとき、または加入単位女性会の1割以上の要求があった場合に、臨時総会を開かなければならない。

## 第7章 理事会

第11条 理事会は、各区女性会会長及び当該会長以外の1名の理事で構成し、過半数の出席によって成立する。

第12条 理事会は、総会で決定された事項の実施について協議し、それを執行する。

第13条 理事会は、事業計画で定める定例日に開催する。

第14条 理事会は、会長または3分の1以上の理事が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

## 第8章 役員

第15条 本会の役員は次のとおりとする。

- 会長 1名
- 副会長 3名
- 書記 1名
- 会計 1名

2 前項の役員は、兼ねることができない。

第16条 役員任期は、選任された翌年度末までとする。

2 前項にかかわらず、欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長の再任は原則として1回までとする。ただし、特に必要があるときは、通算3期（各期における在任が2年に満たない場合も、これを1期とする）まで務めることができる。

4 会長以外の役員は、再任をさまたげない。

第17条 役員は、区女性会会長である理事から理事会で選任する。

第18条 役員任期は次のとおりとする。

(1) 会長は本会を代表し、一切の会務を統轄する。

(2) 副会長は会長を助け、会務を分担し、会長が事故あるときはその代理をつとめる。

(3) 書記は総会、理事会及び各種会合の正確な記録をつくり、これを保管する。また各種会合の通信を行う。

(4) 会計は総会で決定した予算にもとづいて、一切の会計事務を行うとともに、会計監査から監査を受けた決算を総会に提出する。

第19条 役員会は、必要により開催する。

## 第9章 経理

第20条 本会の経費は、会費収入及びその他の収入をもってあてる。

第21条 本会の会費は、別に定める額とし、各単位女性会から年度始めに納入する。ただし必要あるときは、臨時に会費を集めることができる。

第22条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第23条 本会に会計監査2名をおき、区女性会会長である理事のうち役員でない者から理事会で選任する。

第24条 会計監査は、常に会計事務と会の経理を監査しその結果を総会に報告する。

## 第10章 事務局

第25条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

## 第11章 改正

第26条 本会則は、総会の決議により改正することができる。

### 附則

会則制定 昭和23年8月

改正 昭和33年5月23日

改正 昭和37年6月22日

改正 昭和41年4月28日

改正 昭和42年5月26日

改正 昭和46年5月26日

改正 昭和52年4月19日

改正 昭和57年5月28日

改正 昭和58年5月24日

改正 昭和62年5月21日

改正 昭和63年4月1日

改正 平成元年5月23日

改正 平成4年4月1日

改正 平成10年4月1日

改正 平成13年6月1日

改正 平成15年5月23日

改正 平成16年5月26日

改正 平成17年6月1日

改正 平成19年5月22日

改正 平成21年5月20日

改正 平成23年5月19日

改正 平成26年5月13日

改正 平成27年5月29日

改正 令和6年4月1日